

地方交付税の総額の確保に関する提言

地方交付税は地方の固有・共有の財源であり、地方自治体の財政需要に対応した交付税総額が確保されなければならない。

よって、国は、安定的な地方財政運営が図られるよう、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

また、地方交付税については、引き続き、財源調整・財源保障の両機能を強化するとともに、その総額を確保すること。

2. 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うとともに、地方の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

3. 基準財政需要額は、地方公共団体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであることから、その算定に当たっては、地方単独事業を含めた社会保障経費の増嵩をはじめ、人口動態の変化や行政区域の拡大、市街地の分散化等新たな市町村の姿を的確に反映すること。

4. 基準財政収入額の算定に当たっては、算定額と実際の税収に乖離が生じた場合、適切な補填措置を講じるなど実態に即したものとすること。

5. 特別交付税の算定に当たっては、各都市自治体の特別な財政需要に十分配慮すること。